○国土交通省告示第四百七十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録試験機関から試験員の氏名の変更の届出があったので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年四月二十七日　　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号
　国土交通大臣　６
二　登録試験機関の氏名又は名称
　日本ＥＲＩ株式会社
三　(1)　試験員の氏名の変更

変更前	—
変更後	安達　俊夫

(2)　変更年月日
　平成二十二年一月五日

官報公開

第474回電波監理審議会の意見の聴取について

電波法（昭和25年法律第131号）第99条の12第１項の規定により意見の聴取を行うこととなったので、同条第３項の規定に基づき公告します。

平成22年４月27日　　電波監理審議会　主任審理官　伊丹　俊八

1　事案の表示
　電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）の一部を改正する省令案
2　期日　平成22年５月26日（水）午後２時から
3　場所　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　総務省（中央合同庁舎２号館）会議室
4　主宰する審理官　主任審理官　伊丹　俊八
5　事案の要旨
　電波法施行規則の一部を改正する省令案
　(1)　改正の内容
　　港則法及び海上交通安全法の規定に基づく通信を目的外使用の禁止等の特例とすること。(第37条関係)
　(2)　施行期日
　　港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成21年法律第69号）の施行の日から施行すること。
6　意見の聴取の手続（対象：利害関係者）
　この意見の聴取（日本語で行います。）において意見を述べようとする利害関係者は、意見の聴取を能率的に行うため、様式１に必要な事項を記載して電波監理審議会主任審理官あて（郵便番号100―8926 東京都千代田区霞が関２丁目１番２号総務省内）に平成22年５月18日（火）(必着）までに、書面により提出してください。
　なお、利害関係の内容について、後日、問い合わせをすることがありますので、あらかじめ了解願います。意見の聴取に出席していただくか否かについては、おって通知します。
7　その他
　省令案の入手及び事案の内容については、総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課（電話番号03―5253―5901）へ、６の意見の聴取の手続については、同局総務課(電話番号03―5253―5829)へお問い合わせください。

様式１

第474回電波監理審議会意見の聴取　準備書面

平成　　年　　月　　日

主任審理官
　伊丹　俊八　殿

利害関係者
　郵便番号、住所、電話番号
　氏　　名　　印（又は署名）
代　理　人
　郵便番号、住所、電話番号
　職　　業
　氏　　名　　印（又は署名）

下記のとおり、電波監理審議会の意見の聴取における準備書面を提出します。

記

1　事案の表示
　電波法施行規則の一部を改正する省令案
2　意見の聴取の期日に行う陳述の要旨
注１　利害関係者の氏名については、法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、代表者の印を押印（又は署名）してください。
　なお、代理人を選任した場合は、利害関係者の印の押印（又は署名）は不要ですが代理人選任届（様式２）が必要です。
　２　陳述の要旨は、事案について予想される利害又は述べようとする意見が明確となるように記載してください（本用紙に全部を記載できない場合は、別紙に記載して当該別紙を添付してください。）。また、引用する資料があるときは、その原本､謄本又は抄本を添付してください(添付できない場合は、その理由を記し、当該資料の所在を明示してください。)。
　３　口頭による意見の聴取の際、準備書面に記載された事項以外のことについては、原則として陳述することができません。
　４　用紙は、Ａ４判とし、日本語により記載してください。

様式２

第474回電波監理審議会意見の聴取　代理人選任届

平成　　年　　月　　日

主任審理官
　伊丹　俊八　殿

利害関係者
　郵便番号、住所、電話番号
　氏　　名　　印（又は署名）

電波法施行規則の一部を改正する省令案に関する電波監理審議会の意見の聴取において、下記の者を代理人として選任しましたので、届けます。

記

代　理　人
　氏　　名
　郵便番号、住所、電話番号
　職　　業
注１　代理人が２名以上あるときは、列記してください。
　２　用紙は、Ａ４判とし、日本語により記載してください。